

国際会計基準審議会、「自然依存電力を参照する契約（IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂）」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

国際会計基準審議会（以下、IASB）は2024年12月18日に、「自然依存電力を参照する契約（IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂）」（以下、本改訂）を公表しました。本改訂は公開草案「再生可能電力に関する契約（IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂案）」（2024年5月8日公表）について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものです。

ポイント

- IASBは、自然依存電力を参照する契約の会計処理に関する実務上の課題に対応するため、IFRS第9号を改訂しました。また、当該IFRS第9号の改訂が意図しない結果を招くリスクを軽減するため、IFRS第7号の改訂により開示要求事項を追加しました。
- 本改訂の適用範囲は、自然依存電力を参照する契約に限定され、その他の契約等に類推適用することは禁止されています。自然依存電力を参照する契約とは、発電の源泉が天候等の制御不能な自然条件に依存するため、基礎となる電力量の変動リスクに企業が晒される契約をいいます。自然依存電力を参照する契約には、自然依存電力の売買契約の他に、自然依存電力を参照する金融商品も含まれます。
- 自然依存電力の購入者は、電力を利用できないタイミングで電力を購入せざるを得ないリスクに晒されています。また、対象の電力が取引されている電力市場のデザイン及び運用上の理由から、企業が使用されなかった電力を一定期間内で売却することを回避する実際上の能力を有さないケースもあります。

そのような状況での電力の売却は、「自己使用」の例外の要求事項の適用にあたり、契約が電力の購入者である企業の予想される使用の必要に従って締結され、保有されていることと必ずしも不整合を生じるものではない旨が明確化されました。ただし、企業の予想される使用の必要に従っていると判断するには、使用されなかった電力を売却した市場と同じ市場において、売却を相殺するのに十分な購入を行うことで、契約期間を通じて、企業が純額では電力の買手であり、今後も引き続き純額で電力の買手であり続けると予想される必要があります。純額で電力の買手にあたるかを検討する際には、過大なコストや労力をかけずに利用可能で、合理的で裏付け可能な、過去、現在及び予想される将来の電力取引に関する情報を、12か月以内の合理的な期間に亘って考慮する必要があります。

- 自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として電力の予定取引のヘッジを行う場合、ヘッジ手段が参照する発電設備から供給されると予想される変動電力量と一致する変動電力量の名目量をヘッジ対象として指定することが認められました。
- 本改訂は2026年1月1日以後開始する事業年度より適用されますが、本改訂の公表日以後開始する報告期間より早期適用することも認められます。

1. 本改訂の背景

純額決済が可能な非金融商品項目の売買契約はIFRS第9号に従いデリバティブとして会計処理することが求められますが、企業の予想される購入、販売または使用の必要に従った非金融商品項目の受取りまたは引渡しのために締結され、引き続きその目的で保有されている契約については例外的に未履行契約として扱うことができます（「自己使用」の例外（IFRS第9号2.4項））。ここで、太陽光や風力といった自然に依存する自然由来の電力の購入契約（いわゆる「フィジカルPPA」）では、発電量が自然に依存することから需要を超える電力を購入し、売却せざるを得ない場合があり、そうした場合に「自己使用」の例外をどのように適用するのかについて、IFRS解釈指針委員会（以下、委員会）に要望が寄せられました。委員会は議論した結果、IASBに対して狭い範囲の基準設定プロジェクトへの着手を検討することを提案しました。IASBは、委員会からの提案を受けて審議を行い、2024年12月に本改訂を公表しました。IASBによる審議の過程で、フィジカルPPAに関する「自己使用」の例外の適用のみならず、いわゆるバーチャルPPAについてのヘッジ会計の適用に関する実務上の課題や本改訂の対象となる契約についての開示の拡充についても検討することが利害関係者から求められたことから、ヘッジ会計及び開示に関する改訂も併せて行われることとなりました。

2. 本改訂の概要

(1) 本改訂の適用範囲

本改訂の適用範囲は、自然依存電力を参照する契約に限定されます（IFRS第9号2.3A項）。自然依存電力を参照する契約とは、発電の源泉が天候等の制御不能な自然条件に依存するため、基礎となる電力量の変動リスクに企業が晒される契約をいいます。自然依存電力を参照する契約には、自然依存電力の売買契約の他に、自然依存電力を参照する金融商品も含まれます。なお、下記(2)以降に述べる今回の改訂事項は、その他の契約等に類推適用してはならないことが明示されています（IFRS第9号2.3B項）。

(2) 「自己使用」の例外の適用に関する改訂

従来のIFRS第9号における課題

IFRS第9号においては、純額決済が可能な非金融商品項目（非金融商品項目が容易に換金可能である場合を含む）の売買契約に「自己使用」の例外を適用するにあたり、契約が企業の予想される購入、販売または使用の必要に従っているかを検討することが求められています（IFRS第9号2.4項）。商品の引渡し後短期間のうちに売却する慣行を有している場合は、契約が企業の予想される購入、販売または使用の必要に従ったものではないとされているため（IFRS第9号2.6項）、デリバティブとして会計処理されます。

ここで、自然依存電力を参照する契約には、自然任せで発電された電力を購入し、引渡しを受けなければならないという特徴があることから、電力の購入者は、自然依存電力を利用できない期間に電力を購入しなければならないリスクに晒されます。あわせて、供給された電力の全てを電力の購入者が使用できない場合、市場で売却せざるを得ないことが考えられます。このような電力の売却が契約当初から想定され、またその規模が相当、かつ、頻繁に生じるとしても、企業がこのような契約を行う意図は予想される使用の必要に従った電力の受取りであるという意見が関係者から提示されていました。「自己使用」の例外の適用は、非金融商品項目の売買契約がどのような目的で締結され、保有し続けられているかに拠りますが、このような契約での使用されなかった電力の売却をどのように考えるべきなのかが明確ではありませんでした。

自然依存電力の購入契約に「自己使用」の例外が適用されない場合、当該契約はデリバティブとして会計処理され、純損益を通じて公正価値で測定されます。自然依存電力の購入契約は長期に亘る契約であることが多いため、「自己使用」の例外の適用が認められず純損益を通じて公正価値で測定する場合、長期に亘り重大な損益の変動を生じさせる可能性があります。

本改訂の内容

この課題に対処するため、本改訂では、このような自然依存電力を参照する契約について、自然依存電力の購入者が、使用されなかった電力を売却した市場と同じ市場において、売却を相殺するのに十分な購入を行うことで、契約期間を通じて、純額では電力の買手であり今後も引き続き純額で電力の買手であり続けると予想される場合には、使用できないタイミングであるにもかかわらず購入せざるを得なかった電力をやむを得ず売却する（売却した）としても、依然として、契約は電力の購入者である企業の予想される使用の必要に従って締結され、保有されていることが明確化されました（IFRS第9号2.8項、B2.7項、BC2.18E項）。

純額で電力の買手にあたるかを検討する際には、過大なコストや労力をかけずに利用可能で、合理的で裏付け可能な、過去、現在及び予想される将来の電力取引に関する情報を、合理的な期間に亘って考慮することが求められます。「合理的な期間」は、自然条件の季節変動や自社のオペレーティング・サイクルに起因する電力需要の変動を考慮して決定することが求められますが、12か月を超えてはならないと定められました（IFRS第9号B2.8項）。

なお、企業が使用されなかった電力の売却を回避する実際上の能力を有さないのは、当該電力をいつ売却するかを企業がコントロールできない場合に限定されます（IFRS第9号BC2.18F項）。

(3) ヘッジ会計の要求事項に関する改訂

バーチャルPPA及び「自己使用」の例外が適用されないフィジカルPPAはデリバティブとして会計処理され、純損益を通じて公正価値で測定されます。これらの契約をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用することにより、これらのPPAにより将来の電力売買に係る価格変動リスクをヘッジする効果を財務諸表に適切に反映することができると考えられます。

しかし、これらのPPAにヘッジ会計を適用しようとする際に、従来のIFRS第9号では、ヘッジ対象の指定と測定面で実務上の課題が存在していました。

① ヘッジ対象の指定について

従来のIFRS第9号における課題

PPAを用いる企業のリスク管理目的は、将来の電力売買に係る価格変動リスクのみを削減することであり、受け渡される電力量の変動リスクは管理対象ではありません（IFRS第9号BC6.664項）。よって、発電設備から供給されると予想される変動電力量と一致する変動量の電力の予定取引をヘッジ対象として指定することは、企業のリスク管理目的と整合しています（IFRS第9号BC6.664項）。

しかし、現行のIFRS第9号のもとでのヘッジ会計の適用にあたっては、「特定の名目金額又は量」をヘッジ対象として指定することが求められています（IFRS第9号6.3.7項、IFRS第9号BC6.662項）。また、「特定の名目金額又は量」は、ヘッジ関係の期間に亘って発生の可能性が非常に高いものであることが求められています（IFRS第9号6.3.3項）。

その結果、PPAにヘッジ会計を適用しようとする、予想される電力の取引量よりも少量の特定の目量しかヘッジ対象として指定することができないという課題が生じていました（IFRS第9号BC6.663項）。また、長期に亘る契約について、どのように発生の可能性が非常に高いと評価するかについても実務上の疑問が生じていました（IFRS第9号BC6.669項）。

本改訂の内容

これらの課題に対処するため、電力の予定取引のヘッジについて、自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段とする場合、ヘッジ手段が参照する発電設備から供給されると予想される変動電力量と一致する変動電力量の目量をヘッジ対象として指定することが認められました（IFRS第9号6.10.1項）。

また、上記に従いヘッジ対象を指定するケースにおいて、ヘッジ手段から生じるキャッシュ・フローが、ヘッジ対象である予定取引の発生を条件とする場合、当該予定取引は「発生の可能性が非常に高い」というヘッジ対象の適格要件を満たすと推定される旨、明記されました（IFRS第9号6.10.2項）。

長期に亘る契約について、どのように発生の可能性が非常に高いと評価するかについては、IFRS第9号の規定は明確であるとIASBは述べたものの（IFRS第9号BC6.670項、BC6.671項）、反証が無い限り、過去及び現在の購入状況がヘッジ期間を通じて今後も継続するとの想定の下に将来の電力購入を予想できると考えられること（IFRS第9号BC6.672項）や、IFRS第9号のヘッジ会計の目的上、予定取引の見積りを日付や時間の単位で行うことまでは求められていないこと（IFRS第9号BC6.673項）などが結論の根拠に新たに示されることで対応が図られました。

② ヘッジ対象の測定について

従来のIFRS第9号における課題

適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象については、IFRS第9号6.5.11項に従って、ヘッジの開始時からのヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額を算定する必要があります。ヘッジ対象の価値の変動は、ヘッジ対象として指定した数量に基づき計算されますが、改訂前の規定ではヘッジ対象に指定される数量は発生の可能性が非常に高いと予想される特定の量とする必要があったため予想される変動量の発電量よりも小さくなり、予想される変動量の発電量に基づき算定されるヘッジ手段の公正価値とは乖離し、ヘッジ非有効部分が生じることとなっていました。これは、PPAによって将来の電力売買に係る価格変動リスクが軽減されるという経済的な効果を適切に反映していないと考えられていました。

本改訂の内容

本改訂においては、ヘッジ対象の測定についての新たな規定は設けられていませんが、本改訂によりヘッジ手段が参照する発電設備から供給されると予想される変動電力量と一致する変動電力量の目量をヘッジ対象として指定することが可能となり（IFRS第9号6.10.1項）、その場合、ヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額測定とヘッジ手段に係る利得又は損失の測定は、数量について同じ前提を用いることとなる旨、結論の根拠に明記されました（IFRS第9号BC6.676項）。したがって、ヘッジ対象に指定された固定の目数量とヘッジ手段に指定されている変動数量の相違、即ち数量の不確実性から生じるヘッジの非有効部分は、基本的には生じないこととなります。

しかし、本改訂を適用したとしても、例えば以下を要因とした非有効部分は引き続き生じ得ることに留意する必要があります（IFRS第9号BC6.677項）。

- スポット市場での電力購入と、自然依存電力を参照する契約の下でのキャッシュ・フローの計算に用いられる電力引渡しとの、タイミングの違い
- 自然依存電力を参照する契約によりカバーされる電力量と、スポット調達した電力量の相違
- 将来の電力購入が行われる市場でのスポット価格（ヘッジ対象リスク）と、自然依存電力を参照する契約が決済される市場でのスポット価格の相違

(4) 自然依存電力を参照する契約に関する開示要求事項

契約が将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性及び業績に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、本改訂の適用範囲（IFRS第9号2.3A項）に含まれる自然依存電力を購入する契約であって、本改訂で追加されたガイダンスに従って「自己使用」の例外が該当するとしてIFRS第9号の適用対象外となるものについては、以下の事項を単一の注記にて開示することが求められます（IFRS第7号5B項、30A項）。

- (a) 企業を以下のリスクに晒す契約の特徴に関する情報
 - (i) 基礎となる電力量の変動性
 - (ii) 企業が電力を使用できないタイミングで電力を購入せざるを得なくなるリスク
- (b) 報告日現在における、上記の契約から生じる未認識のコミットメントに関する情報。これには以下が含まれる。
 - (i) 契約に基づく将来の電力購入による将来キャッシュ・フローの見積り。なお、この開示をどのような期間区分で開示するかを企業は判断する必要がある。
 - (ii) IAS第37号の不利な契約となるかを評価する際の定性的な情報、及びその評価に用いられた仮定
- (c) 報告期間の企業の業績に与える影響に関する定量的・定性的な情報。なお、この開示は、企業が、自身が純額での電力の買手であると評価する際に用いた当報告期間の情報に基づくものでなければならない。
 - (i) 契約に基づく電力購入に関するコスト及び、購入した電力のうちどれだけの量が引渡し時に未使用となったかに関する情報
 - (ii) 未使用の電力の売却による収入
 - (iii) 未使用の電力の売却を相殺するための電力購入に係るコスト

また、本改訂の適用範囲（IFRS第9号2.3A項）に含まれる自然依存電力を参照する契約であって、本改訂を受けて変動数量の名目量をもってヘッジ手段に指定された契約については、ヘッジ手段の契約条件に関する情報（IFRS7.23A）をリスク区分ごとに分解して開示することが求められます（IFRS第7号5C項、30B項）。

なお、電力の購入に関連して締結された、本改訂の適用範囲（IFRS第9号2.3A項）に含まれる自然依存電力を参照する契約（IFRS第9号の適用範囲に含まれるものだけでなく、今回の改訂により「自己使用」の例外としてIFRS第9号の適用対象外となるものも含む。また、これには上述のヘッジ手段の契約条件に関する開示（IFRS第7号30B項）の対象となる契約を含む。）について、財務諸表の他の注記項目にて開示を行う場合は、上述したIFRS第7号30A項の注記との間でクロスリファレンスを行う必要があるとされています（IFRS第7号5D項、30C項）。

3. 適用時期及び移行措置

本改訂は2026年1月1日以後開始する事業年度より適用されますが、本改訂の公表日以後開始する報告期間より早期適用することも認められます（IFRS第9号7.1.15項、BC7.104項）。また、IFRS第9号とIFRS第7号の改訂は同時に適用することが求められます。

2.(2)（「自己使用」の例外の適用）に関する改訂は、IAS第8号に従い遡及適用を行う必要があるものの、過去の報告期間の修正再表示は求められていません。過去の情報を修正再表示しない場合、本改訂を初めて適用する報告期間の期首（＝適用開始日）において、本改訂を適用する前後の帳簿価額の差額を期首利益剰余金（もしくは、適切な場合には資本のその他の構成要素）に認識する必要があります。本改訂を初めて適用する報告期間は年度の報告期間以外とすることも認められます（IFRS第9号7.2.51項）。また、同じく2.(2)に関する改訂の適用によって契約が「自己使用」の例外に該当し、IFRS第9号の範囲に含まれないこととなった場合、本改訂の適用開始日に、契約を純損益を通じて公正価値測定するものとして取消不能の指定を行うことが認められます（IFRS第9号7.2.52項）。

2.(3)（ヘッジ会計の要求事項）に関する改訂は、適用開始日以降に新たに指定されたヘッジ関係に将来に向かって適用することが求められます。自然依存電力を参照する契約が、本改訂に基づく新たなヘッジ関係においてヘッジ手段として指定しなおされる場合、当該ヘッジ手段を用いた過去のヘッジ関係の指定を適用開始日時点で中止することも認められます（IFRS第9号7.2.53項）。

2.(4)（開示要求事項）は、IFRS第9号の改訂を適用する際に過去の報告期間を修正再表示しない場合には、新たな開示要求事項についても、比較情報の開示は行わないものとされています（IFRS第7号4400項）。本改訂の適用開始報告期間においては、IAS第8号28項(f)にて定められている財務諸表の各科目の修正額や1株当たり情報の修正に関する定量情報の開示は要求されません（IFRS第7号44PP項）。

初度適用企業に対しては、特段の措置は定められていません。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。